

平成二十六年二月二十三日

青森県教育委員会第二百九十七回臨時会

期日 平成二十六年二月二十三日(日)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

.....

1

三 議案

議案第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

(非公開の会議)

議案第二号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

(非公開の会議)

議案第三号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案

(非公開の会議)

議案第四号

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則案

.....

3

議案第五号

青森県立学校学則の一部改正について

.....

議案第六号

青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について

.....

議案第七号

学校職員の人事について

(非公開の会議)

議案第八号

学校職員の人事について

(非公開の会議)

議案第九号

学校職員の人事について

(非公開の会議)

四 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十六年年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 三 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案
- 六 青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例案
- 七 青森県立図書館条例の一部を改正する条例案
- 八 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案
- 九 青森県武道館条例の一部を改正する条例案

- 十 青森県立郷土館条例の一部を改正する条例案
- 十一 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 十二 公の施設の指定管理者の指定の件
- 十三 平成二十五年度青森県一般会計補正予算（第五号）案（教育委員会所管分）

議案第四号

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則案

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第一条 青森県立図書館組織規則(昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「、發送及び保存」を「及び發送」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)

第二条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「、發送及び保存」を「及び發送」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第三条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、發送及び保存」を「及び發送」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

新たな公文書管理制度の導入に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第五号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条の三の表青森県立大湊高等学校の項を削る。

別表第二青森県立森田養護学校の項中

知的障害

を

知的障害

肢体不自由

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

青森県立大湊高等学校とむつ市立大湊中学校の連携型による中高一貫教育の解消及び青森県立森田養護学校の障害種別の追加に伴う所要の整備を行うため提案するものである。